



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 小野薬品工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 是金俊治
コード番号 4528 東証・大証第1部
問 合 せ 先 広報室長 森本公也

役員報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

①廃止の理由

報酬の後払い的要素が強い現行制度を改め、任期中の処遇に重きをおいた報酬制度とするため。

②廃止の時期

平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会終結の時。

③廃止に伴う措置

平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 59 回定時株主総会終結後も引き続き在任する現任の取締役・監査役に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各役員の退任時に支給することを、本定時株主総会に付議いたします。

2. 役員報酬の改定内容及び理由

取締役の報酬限度額は、昭和 62 年 2 月開催の定時株主総会において月額 27 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、平成 5 年 6 月開催の定時株主総会において月額 5 百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、今回の退職慰労金制度の廃止に伴い、任期中の処遇に重きをおいた報酬制度とすることに加え、会社法の施行及び会計基準による賞与の取扱いの変更等に伴い、従来、報酬額とは別に利益処分として支給しておりました賞与を報酬額内で支給するため、月額を年額に改め、取締役の報酬限度額は年額 450 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額 60 百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、今回決議させていただきました役員報酬の改定については本定時株主総会に付議いたします。

以 上